

令和8年度報酬改定Q&A（案）

「応急的な報酬単価の特例」（その2）

（共生型、基準該当）

問1 令和8年6月1日以降に、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、共生型障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービスによる新規の申請があった場合に、特例は適用するのか。

（答）

共生型障害福祉サービスや基準該当型サービスは、令和8年6月以降の新規指定申請であっても応急的な報酬単価は適用しない予定。

（多機能型）

問2 令和8年6月1日以降に、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、多機能型による新規指定や既存事業所への追加があった場合に、特例は適用するのか。

（答）

- ・ 既存のサービス事業所において、多機能型として令和8年6月1日以降に新規のサービス事業所の指定を取った場合、既存のサービス事業所については応急的な報酬単価は適用せず、新規のサービス事業所は応急的な報酬単価を適用とする。
- ・ 令和8年6月1日以降、多機能型の事業所として、新規に特例対象となるサービスの指定を取った場合は、該当する事業は全て応急的な報酬単価の対象とする。

（（旧）医療型児童発達支援の経過措置の取扱い）

問3 令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い、現在、経過措置で運営する（旧）医療型児童発達支援が、令和8年6月以降に、児童発達支援に移行する場合には、新規指定の扱いとなるが、特例の適用となるのか。

（答）

令和8年6月1日以降に、（旧）医療型児童発達支援より、児童発達支援に事業変更を行うため新規指定を行った場合には、応急的な報酬単価は適用しない。

(離島・中山間地域の配慮措置の運用)

問4 離島・中山間地域の配慮措置について、対象となる4サービスは特別地域加算の対象でないことから、システムでの確認ができないが、運用はどうなるのか。

(答)

御指摘のとおり、システム上の確認はできない。そのため、事業所指定の時点で、配慮措置の適用対象となることが確認された際には、都道府県等の指定権者から、指定申請事業者、指定権者の属する都道府県内の市町村に、その旨を伝達するといった対応を願いたい。(別紙1参照)

(自治体が客観的に必要であるとした事業所の審査)

問5 給付の実施主体となる市町村の二次審査について、具体的な手順を示されたい。

(答)

離島・中山間地域にある事業所及び自治体が客観的に必要であるとした事業所として、配慮措置の適用対象とすることについては、問4の答で示したとおりであり、市町村の二次審査での対応が必要となる場合がある。

その具体的な手順については、別紙2を参照いただきたいが、特に、都道府県等をまたいだ居住地特例の事例においては、問4の答にある指定時の指定権者の属する都道府県内の市町村への伝達のみでは対応が難しい。そのため、都道府県等をまたいだ居住地特例利用者において、二次審査で「警告」が表示された場合には、請求事業所の指定権者に対して照会を行った上で、審査を行っていただきたい。

（（旧）医療型児童発達支援の審査について）

問6 令和8年6月以降、（旧）医療型児童発達支援から児童発達支援へ事業変更にもない新規指定が行われた場合、システムでの確認ができないが、運用はどうなるのか。

（答）

御指摘のとおり、システム上の確認はできない。そのため、問4、問5の答と同じく、（旧）医療型児童発達支援から児童発達支援へ事業変更にもなう新規指定が確認された際には、都道府県等の指定権者から、指定申請事業者、指定権者の属する都道府県内の市町村に、その旨を伝達するといった対応を願いたい。なお、円滑な事務実施のために、配慮措置が適用される事業所については随時集約し、都道府県等の指定権者から、指定権者の属する都道府県内の市町村に伝達することが望ましい。（別紙3参照）

また、市町村の二次審査での対応が必要となる場合の具体的な手順については、別紙4を参照いただきたい。